

東三河広域連合指定介護予防通所サービス及び指定広域型通所サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の額の算定に関する基準に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東三河広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第12条及び第20条の規定に基づき、東三河広域連合指定介護予防通所サービス及び指定広域型通所サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

2 この要領に規定する事項（第25条の規定を除く。）の運用については、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第84号）による改正後の介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号）、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和6年3月15日老高発0315第1号・老認発0315第1号・老老発0315第1号）による改正後の指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）に定めるところに準ずるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、実施要綱において定めるもののほか、次の当該各号に定めるところによる。

(1) 第1号事業事業者

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する事業を行う者をいう。

(2) 指定第1号事業事業者又は指定第1号事業

それぞれ法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者又は指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業をいう。

(3) 指定通所介護事業者

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。

(4) 指定地域密着型通所介護事業者

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス等基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。

(5) 介護予防支援等又は介護予防支援事業者等

それぞれ法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業若しくは法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業又はそれぞれの当該事業を行う者をいう。

(6) 利用料

法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(7) 第1号事業支給費用基準額

法第115条の45の3第2項に規定する省令で定めるところにより算定する額（その額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）をいう。

(8) 法定代理受領サービス

法第115条の45の3第3項の規定により、第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定第1号事業事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。

(9) 離島等相当通所介護

法第42条第1項第3号に規定するサービスの内、法第8条第7項に規定する通所介護に相当するサービスをいう。

(10) 離島等相当地域密着型通所介護

法第42条の3第1項第2号に規定するサービスの内、法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護に相当するサービスをいう。

(指定第1号事業の一般原則)

第3条 指定第1号事業事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定第1号事業事業者は、指定第1号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）、他の介護保険関係事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定第1号事業事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定第1号事業事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(指定介護予防通所サービスの基本方針)

第4条 指定第1号事業に該当する介護予防通所サービス（実施要綱第4条第1号イ（ア）に規定するサービスをいい、以下「指定介護予防通所サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(指定広域型通所サービスの基本方針)

第5条 指定第1号事業に該当する広域型通所サービス（実施要綱第4条第1号イ（イ）に規定するサービスをいい、以下「指定広域型通所サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の心身の活力向上を目指すものでなければならない。

（指定介護予防通所サービスの従業者の員数）

第6条 指定介護予防通所サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

（1）生活相談員 指定介護予防通所サービスの提供日ごとに、指定介護予防通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

（2）看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定介護予防通所サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

（3）介護職員 指定介護予防通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所サービスを提供している時間数で除して得た数が指定介護予防通所サービス事業所利用者（指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護（地域密着型サービス等基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）又は基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所サービス、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は基準該当通所介護の事業の利用者。以下同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、指定介護予防通所サービス事業所利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（4）機能訓練指導員 1以上確保されるために必要と認められる数

2 当該指定介護予防通所サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所サービス事業所において同時に指定介護予防通所サービスの提供を受けることができる指定介護予防通所サービス事業所利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所サービスを提供している時間数で除して得

た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、指定介護予防通所サービス事業所利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定介護予防通所サービスの単位は、指定介護予防通所サービスであつてその提供が同時に一又は複数の指定介護予防通所サービス事業所利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）とする。以下同じ。）とし、当該指定介護予防通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、地域密着型サービス等基準第20条第1項から第7項まで又は指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 指定介護予防通所サービスの事業と離島等相当通所介護又は離島等相当地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当通所介護又は離島等相当地域密着型通所介護の登録をもつて、第1項から第7項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定広域型通所サービスの従業者の員数）

第7条 指定広域型通所サービスの事業を行う者（以下「指定広域型通所サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定広域型通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「広域型通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- （1）生活相談員 指定広域型通所サービスの提供日ごとに、必要と認められる数
- （2）看護職員 指定広域型通所サービスの単位ごとに、必要と認められる数
- （3）介護職員 指定広域型通所サービスの単位ごとに、当該指定広域型通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定広域型通所サービスの提供に当たる者に

限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定広域型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が指定広域型通所サービス事業所利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、指定広域型通所サービス事業所利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 必要と認められる数

- 2 指定広域型通所サービス事業者は、指定広域型通所サービスの単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定広域型通所サービスに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、指定広域型通所サービス事業所利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定広域型通所サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前各項の指定広域型通所サービスの単位は、指定広域型通所サービスであってその提供が同時に一又は複数の指定広域型通所サービス事業所利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定広域型通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 指定広域型通所サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、地域密着型サービス等基準第20条第1項から第7項まで又は指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項(第1項第3号及び第2項の規定を除く。)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 7 指定広域型通所サービスの事業と離島等相当通所介護又は離島等地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当通所介護又は離島等地域密着型通所介護の登録をもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第8条 指定介護予防通所サービス事業者又は指定広域型通所サービス事業者(以下「指定第1号通所サービス事業者」という。)は、指定介護予防通所サービス事業所又は指定広域型通所サービス事業所(以下「指定第1号通所サービス事業所」という。)ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定第1号通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定第1号通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 指定介護予防通所サービス又は指定広域型通所サービス(以下「指定第1号通所サービス」という。)の事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第94条に規定する管理者に関する基準、地域密着型サービス等基準第21条に規定

する管理者に関する基準又は指定居宅サービス等基準第 107 条に規定する管理者に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 3 指定第 1 号通所サービスの事業と離島等相当通所介護又は離島等地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当通所介護又は離島等地域密着型通所介護の登録をもつて、第 1 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防通所サービスの設備に関する基準)

第 9 条 指定介護予防通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに当該指定介護予防通所サービス事業所の利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、指定介護予防通所サービス事業所利用者に対する指定介護予防通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所サービス事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定介護予防通所サービスに係る指定を行った広域連合長に届け出るものとする。

- 5 指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 95 条第 1 項から第 3 項まで、地域密着型サービス等基準第 22 条第 1 項から第 3 項まで又は指定居宅サービス等基準第 108 条第 1 項から第 3 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- 6 指定介護予防通所サービスの事業と離島等相当通所介護又は離島等地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当通所介護又は離島等地域密着型通所介護の登録をもつて、第 1 項から第 3 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定広域型通所サービスの設備に関する基準)

第10条 指定広域型通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定広域型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定広域型通所サービス事業所の利用定員（当該指定広域型通所サービス事業所において同時に指定広域型通所サービスの提供を受けることができる指定広域型通所サービス事業所利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定広域型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、指定広域型通所サービス事業所利用者に対する指定広域型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定広域型通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定広域型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定広域型通所サービスに係る指定を行った広域連合長に届け出るものとする。

5 指定広域型通所サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項まで又は指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項（第2項第1号イの規定を除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

6 指定広域型通所サービスの事業と離島等相当通所介護又は離島等地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、離島等相当通所介護又は離島等地域密着型通所介護の登録をもって、第1項から第3項（第2項第1号イの規定を除く。）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料の受領)

第11条 指定第1号通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定第1号通所サービスを提供した際には、その指定介護予防通所サービス事業所利用者又は指定広域型通所サービス事業所利用者（以下単に「利用者」という。）から利用料の一部として、当該指定第1号通所サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定第1号通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定第1号通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定第1号通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定第1号通所サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定第1号通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定第1号通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。
- 5 指定第1号通所サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第12条 指定第1号通所サービス事業者は、指定第1号通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定第1号通所サービスの当該指定介護予防通所サービス事業所の利用定員又は当該指定広域型通所サービス事業所の利用定員（以下単に「利用定員」という。）
- (5) 指定第1号通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置
- (11) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第13条 指定第1号通所サービス事業者は、利用者に対し適切な指定第1号通所サービスを提供できるよう、指定第1号通所サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定第1号通所サービス事業者は、指定第1号通所サービス事業所ごとに、当該指定第1号通所サービス事業所の従業者によって指定第1号通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定第1号通所サービス事業者は、介護予防通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定第1号通所サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定第1号通所サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第14条 指定第1号通所サービス事業者は、利用定員を超えて指定第1号通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第15条 指定第1号通所サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 第1項に規定する者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、当広域連合、他の介護保険施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第16条 指定第1号通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定第1号通所サービス事業者は、指定第1号通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 指定第1号通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に1回以上開催す

るとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 指定第1号通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 指定第1号通所サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第17条 指定第1号通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定第1号通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定第1号通所サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定第1号通所サービス事業者は、指定第1号通所サービス事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第18条 指定第1号通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定第1号通所サービス事業者は、利用者に対する指定第1号通所サービス介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画

(2) 第20条において準用する東三河広域連合指定介護予防訪問サービス及び指定広域型訪問サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の額の算定に関する基準に関する要領（以下「訪問サービス要領」という。）第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第20条において準用する訪問サービス要領第25条に規定する広域連合への通知に係る記録

(4) 第20条において準用する訪問サービス要領第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第20条において準用する訪問サービス要領第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録

(暴力団員等の排除)

第19条 指定第1号通所サービス事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 指定第1号通所サービス事業者は、その行う事業により暴力団に利益を与えることがないようにしなければならない。

(準用)

第20条 訪問サービス要領第10条から第19条まで、第21条、第23条、第25条、第26条、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第39条まで、第41条から第43条まで、第46条の規定は、指定第1号通所サービスの事業について準用する。この場合において、訪問サービス要領第10条及び第34条中「第28条」とあるのは「第12条」と、「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第26条、第32条第2項、第33条第1項及び第42条第1項3号中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

(指定第1号通所サービスの基本取扱方針)

第21条 指定第1号通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定第1号通所サービス事業者は、自らその提供する指定第1号通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定第1号通所サービス事業者は、指定第1号通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定第1号通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定第1号通所サービス事業者は、指定第1号通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定第1号通所サービスの具体的取扱方針)

第22条 指定第1号通所サービスの方針は、第4条又は第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定第1号通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号又は東三河広域連合介護予防ケアマネジメント実施要領（以下「介護予防ケアマネジメント実施要領」という。）第7条第1項に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 指定第1号通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定第1号通所サービスの目標、当該目標を達成するための

具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画を作成するものとする。

- (3) 介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画は、既に介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）又は介護予防ケアプラン（省令第140条の62の5第3項に規定する計画をいう。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定第1号通所サービス事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定第1号通所サービス事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定第1号通所サービスの提供に当たっては、介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定第1号通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定第1号通所サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定第1号通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定第1号通所サービス事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に1回は、当該介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定第1号通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランを作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 指定第1号通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防通所サービス計画又は広域型通所サービス計画の変更について準用する。

(指定第1号通所サービスの提供に当たっての留意点)

第23条 指定第1号通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定第1号通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号又は介護予防ケアマネジメント実施要領第5条第1項に規定するアセスメントに規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定第1号通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定第1号通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

(3) 指定第1号通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第24条 指定第1号通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定第1号通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定第1号通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定第1号通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(指定第1号通所サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

第25条 指定第1号通所サービスに要する費用の額は、別添1により算定するものとする。

なお、当該費用の算定にあたっては、別添1に掲げる他は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和8年厚生労働省告示第87号)第17条の規定による改正後の介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)及び「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について(令和8年3月13日老認発0313第3号)

による改正後の介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 3 号) に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から、令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 20 条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

3 この要綱の施行の日から、令和 3 年 9 月 30 日までの間は、別添 1 の介護予防通所サービス費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定するものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、第 20 条において準用する訪問サービス要領第 34 条第 3 項中「指定第 1 号訪問サービス事業者は、原則として、第 1 項に規定する重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

3 この要領の施行の日から令和7年3月31日までの間は、別添1の介護予防通所サービス費のイの注4（広域型通所サービス費のイの注3において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、指定第1号通所サービス事業所が感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

別添1

1 介護予防通所サービス費（1月につき）

イ 介護予防通所サービス費

(1) 事業対象者又は要支援1 1,798 単位

(2) 事業対象者又は要支援2 3,621 単位

注1 第6条の規定に適合しているものとして広域連合長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防サービス計画又は介護予防ケアプラン（以下、「介護予防サービス計画等」という）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、次に掲げる場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

(イ) 月平均の指定介護予防通所サービス事業所利用者の数が、第12条第4号の規定により定めた運営規程における当該指定介護予防通所サービス事業所の利用定員を超える場合

(ロ) 指定介護予防通所サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が、第6条に規定する員数に満たない場合

注2 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画等において、1週に1回程度の介護予防通所サービスが必要とされた場合についてはイ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所サービスが必要とされた場合についてはイ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 指定介護予防通所サービス事業所の介護予防通所サービス従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定介護予防通所サービス事業所において指定介護予防通所サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所サービス事業所以外の指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注8 指定介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、

指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(イ) イ(1)を算定している場合 376単位

(ロ) イ(2)を算定している場合 752単位

注9 利用者に対して、その居宅と介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(イ(1)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして広域連合長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔(く)機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(イ) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所サービス事業所の介護予防通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所サービス計画を作成していること。

(ロ) 介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

(ハ) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして広域連合長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ニ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして広域連合長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄

養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日が属する月は、算定しない。

（イ） 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

（ロ） 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

（ハ） 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

（ニ） 1のイ注1（イ）及び（ロ）に該当しない指定介護予防通所サービス事業所であること。

ホ 栄養改善加算 200 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして広域連合長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

（イ） 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

（ロ） 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥（えん）下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

（ハ） 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

（ニ） 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

（ホ） 1のイ注1（イ）及び（ロ）に該当しない指定介護予防通所サービス事業所であること。

へ 口腔（くう）機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして広域連合長に届け出て、口腔（くう）機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔（くう）機能の向上を目的として、個別に実施される口腔（くう）清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥（えん）下機能に関する訓練の指導若しくは実施であっ

て、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び
チにおいて「口腔（くう）機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に
掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次
に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は
算定しない。

- (1) 口腔（くう）機能向上加算（Ⅰ） 150 単位
- (2) 口腔（くう）機能向上加算（Ⅱ） 160 単位

ト 一体的サービス提供加算 480 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、広域連合長に届け出た
指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔（く
う）機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数に加算する。
ただし、栄養改善加算又は口腔（くう）機能向上加算を算定している場合は、算定しな
い。

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして広域連合長に届け出た指
定介護予防通所サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場
合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその
他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
 - (一) イ（1）を算定している場合 88 単位
 - (二) イ（2）を算定している場合 176 単位
- (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - (一) イ（1）を算定している場合 72 単位
 - (二) イ（2）を算定している場合 144 単位
- (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
 - (一) イ（1）を算定している場合 24 単位
 - (二) イ（2）を算定している場合 48 単位

リ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして広域連合長に届け出た指
定介護予防通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状
況等の評価を行い、かつ、運動器機能向上計画を作成した場合には、当該基準に掲げ
る区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該運動器機能向上計画
を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月に
つき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加

算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (イ) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位
- (ロ) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位

ヌ 口腔(くう)・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔(くう)の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔(くう)・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

- (1) 口腔(くう)・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位
- (2) 口腔(くう)・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位

ル 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして広域連合長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を算定する。

- (イ) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔(くう)機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (ロ) 必要に応じて指定介護予防通所サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして広域連合長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所(利用定員が19人以上である場合に限る。)が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ イからルまでにより算定した単位数の1000分

の 109 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 99 に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして広域連合長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所(利用定員が 19 人未満である場合に限る。)が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 127 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 105 に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数

2 広域型通所サービス費(1月につき)

イ 広域型通所サービス費

(1) 事業対象者又は要支援1 1,438 単位

(2) 事業対象者又は要支援2 2,897 単位

注1 第7条の規定に適合しているものとして広域連合長に届け出た指定広域型通所サービス事業所において、指定広域型通所サービスを行った場合に、介護予防サービス計画等に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、次に掲げる場合は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて算定する。

(イ) 月平均の指定広域型通所サービス事業所利用者の数が、第12条第4号の規定により定めた運営規程における当該指定広域型通所サービス事業所の利用定員

を超える場合

(ロ) 指定広域型通所サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が、第7条に規定する員数に満たない場合

注2 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画等において、1週に1回程度の広域型通所サービスが必要とされた場合についてはイ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の広域型通所サービスが必要とされた場合についてはイ(2)に掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注3 1の注3から注7までを準用する。

注4 指定広域型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定広域型通所サービス事業所と同一建物から当該指定広域型通所サービス事業所に通う者に対し、指定広域型通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(イ) イ(1)を算定している場合 300単位

(ロ) イ(2)を算定している場合 600単位

注5 利用者に対して、その居宅と広域型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、注4を算定している場合は、この限りでない。

(イ) イ(1)を算定している場合 300単位

(ロ) イ(2)を算定している場合 600単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算 80単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして広域連合長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算又は口腔(くう)機能向上加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(イ) 1のロの注の(イ)を準用する。

(ロ) 1のロの注の(ロ)を準用する。

(ハ) 1のロの注の(ハ)を準用する。

ハ 栄養改善加算 160単位

注 1のホの注を準用する。

ニ 口腔(くう)機能向上加算 120単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして広域連合長に届け出て、口腔(くう)機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用

者の口腔（くう）機能の向上を目的として、個別に実施される口腔（くう）清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥（えん）下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔（くう）機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (イ) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (ロ) 利用者の口腔（くう）機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔（くう）機能改善管理指導計画を作成していること。
- (ハ) 利用者ごとの口腔（くう）機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔（くう）機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔（くう）機能を定期的に記録していること。
- (ニ) 利用者ごとの口腔（くう）機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (ホ) 2のイ注1（イ）及び（ロ）に該当しない指定広域型通所サービス事業所であること。

ホ 初期認知症支援加算 180 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして広域連合長に届け出て、認知症の予防・改善に資する取り組みを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (イ) 認知症のチェックの方法、認知症の状態に応じた対応、認知症の予防や改善に資するサービス内容を定めた認知症予防・改善計画書を、サービスの提供にあたる介護職員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が協働して作成していること。
- (ロ) 認知症に関する知識を有した職員により、週1回以上利用者に対し、認知症の予防・改善に資する取り組みを実施していること。
- (ハ) 認知症に関する知識を有した職員とは、認知症サポーター講座を受講した職員、認知症介護基礎研修の修了者、認知症介護実践者研修の修了者又は第13条第3項に規定する資格を有する者その他これに類する者をいう。

へ 介護職員等処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第48号の規定の例による基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして広域連合長に届け出た指定広域型通所サービス事業所（利用定員が19人以上である場合に限る。）が、利用者に対し、指定広域型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、次に掲げる（1）の算定に当たっては、同一の事業所において一体的に運営する指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、基準該当通所介護事業所、離島等相当

通所介護事業所、離島等相当地域密着型通所介護事業所又は指定介護予防通所サービス事業所において、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数
 - (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ ロイからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 120 に相当する単位数
 - (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 109 に相当する単位数
 - (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ ロイからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数
 - (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 99 に相当する単位数
 - (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして広域連合長に届け出た指定広域型通所サービス事業所（利用定員が 19 人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、指定広域型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数
 - (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ ロイからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 127 に相当する単位数
 - (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数
 - (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ ロイからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数
 - (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 105 に相当する単位数
 - (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数